

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

2020 貿情セ調（経提）第7号

2020年11月13日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
1. 3の2の項関連	
1) 貨物等省令第2条の2第1項第六号	
【意見内容】	
改正案の下線部を、次のように修正する。	
<p>ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することが <u>できるもの</u></p>	
[削る]	
↓	
<p>ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することが <u>できるもの（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O 一一一、O一二一、O一四五、O一五七その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外のものを除く。）</u></p>	
ハ <u>第三号又は第四号に該当するもの</u>	
【理由】	
a) 改正案では省令第2条の2第1項第六号ロの括弧内の部分及びハが削除されているが、これらは最新のAG Control Listに含まれている部分であり、削除するのは適切ではないと判断いたします。	
b) EUやEARではAG Control Listの文面がそのまま採用されており、これらとの整合性が無くなります。	
2) 運用通達解釈「大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限	

る。)の有するもの以外のもの」

【意見内容】

1) で、貨物等省令第2条の2第1項第六号ロの()内の削除でなく、復活をお願いしたが、それが認められるとすれば、現行の運用通達解釈「大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)の有するもの以外のもの」を次のように修正することを提案する。
大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。)の有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列の有しないものは含まない。

↓

志賀毒素又はそのサブユニットを産生する血清型の大腸菌由来の核酸であっても、その塩基配列に志賀毒素又はそのサブユニットの塩基配列を有しないものは含まない。

【理由】

省令改正案で削除される括弧内の用語の解釈が現行運用通達で規定されているが、非常に解りにくいものであるので、解りやすい規定に改正するべきと考えるものです。

2. 6の項関連

1) 運用通達解釈「部分品(貨物等省令第5条第一号を除く。)」

【意見内容】

「輸出令別表第1中解釈を要する語」の「部分品 (貨物等省令第5条第一号を除く。)」の(貨物等省令第5条第一号を除く。)を削除し、単に「部分品」と修正する。

【理由】

貨物等省令第5条第一号の改正で、軸受の部分品規制が「能動型の磁気軸受システム」に限定され「又はそのために特に設計した部分品」が付け加わっています。

一方、「部分品」の解釈には、「(貨物等省令第5条第一号を除く。)」とあって、現行は軸受到に用いられる部分品は専用設計のものだけでなく、汎用設計のものも規制されると理解していますが、「そのために特に設計した部分品」は専用設計のものを規制対象にし、汎用設計の部分品は規制対象から除外していると解されます。だとすると部分品解釈の(貨物等省令第5条第一号を除く。)は削除されるべきではないか、と考えます。

2) 運用通達解釈「貨物等省令第5条第二号中の工作機械」

【意見内容】

新たに解釈に追加された「旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて 付加的な製造能力を有する工作機械 は、関係する規制項目を確認し、判断すること。」中の「付加的な製造能力を有する工作機械」を「積層造形の能力を有する工作機械」と修正する。

【理由】

追加された解釈部分は ワッセナーアレンジメント（以下、WA）の2.B.1のNote 4に基づいていると思われます。

Note 4 A machine tool having an additive manufacturing capability in addition to a turning, milling or grinding capability must be evaluated against each applicable entry 2.B.1.a., b. or c.

この *an additive manufacturing capability* を「付加的な製造能力」としていますが、WAの 9. B. 1. Manufacturing equipment, tooling or fixtures, as follows:

a., b. (省略)

c. Directional-solidification or single-crystal **additive-manufacturing** equipment, specially designed for manufacturing gas turbine engine blades, vanes or "tip shrouds".

にも **additive-manufacturing** という用語があり、貨物等省令第12条第十一号ハでは **additive-manufacturing** equipment, を「積層造形を行う装置」としてしています。したがって、*A machine tool having an additive manufacturing capability* は「積層造形の能力を有する工作機械」とするのが良いと考えます。

3) 役務通達解釈「超合金」

【意見内容】

「超合金」の解釈を「ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、649度を超える温度における最大引張強度が800メガパスカルを超えるものをいう。」と修正する（運用通達13の項解釈「超合金」の改正と同じくする。）。

【理由】

WAではDefinitionが次のように改定された。

Cat 2, 9 "Superalloy"

Nickel-, cobalt- or iron-base alloys having a stress rupture life greater than 1000 hours at 400 MPa and an ultimate tensile strength greater than 850 MPa, at 922 K (649°C) or higher.

この改定に伴って、運用通達13の項解釈「超合金」は改正されますが、6の項の改正には見当たりません。6の項も改正されるべきです。

3. 7の項

1) 貨物等省令第19条第3項第五号

【意見内容】

原案を次のように修正する。

直径300ミリメートルのシリコンウエハ であって、ウエハのハッジ 除外領域を2ミリメートル以下としたウエハ表面における縦26ミリメートル、横8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が20ナノメートル以下となることを実現するため、スライス、研削及び研磨

をするために必要な技術（プログラムを除く。）



直径300ミリメートルのシリコンウエハに対するスライス、研削及び研磨の技術のうち、外周の除外領域を2ミリメートル以下としたウエハ表面において、長さ26ミリメートル、幅8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が20ナノメートル以下 を達成するために必要な技術（プログラムを除く。）

【理由】

技術に対する規制なので、規制対象が技術である事が明白にわかる条文にするべきと考えます。「エッジ（原文はハッジ）」は「外周」とすることで、より除外領域が明確になると思います。また、閾値は任意の領域における平坦度であり、縦・横よりも長さと同幅の表現の方が適切だと考えます。

4. 9 の項関連

1) 貨物等省令第8条第九号イ(十)2

【意見内容】

「(十) 次の1及び2に該当するもの（(七) から (九) までに該当するものを除く。）

- 1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの
- 2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第21条第1項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの」を

「(十) 次の1及び2に該当するもの（(七) から (九) までに該当するものを除く。）

- 1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの
- 2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの」に修正する。

【理由】

以下の WA 条文と合わせる必要があるためです。

5.A.2.a.4. Items, not specified in paragraphs 5.A.2.a.1. to a.3., where the 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm' meets all of the following:

- a. It supports a non-primary function of the item; and
- b. It is performed by incorporated equipment or "**software**" that would, as a standalone

item, be specified by Category 5 – Part 2.

2) 貨物等省令第8条第九号イ(十六)

【意見内容】①

「無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された若しくは 商業用の暗号標準のみを用いたもの」を

「無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された若しくは 商業用の暗号標準のみを用いたもの又はその部分品」に修正する。

【理由】①

WAの 5.A.2.a の Note 2 *5.A.2.a. does not apply to any of the following items, or specially designed "information security" components therefor*、は *components* も除外対象になっています。

出力の条件を除外する現行規定は「又はその部分品」の記載があり、他の除外条件と同様に部分品の記載を加えるのが妥当と考えます。

【意見内容】②

今回、法令の条文から

- ・通信距離が 30m を超えない
- ・デバイス相互接続が 8 を超えない且つ通信距離が 100m を超えない

という数値（規制値）が削除されています。

これは、Bluetooth5 を意識したものと思われるが、Bluetooth5 を使用したものであれば、イ(十六) を適用して規制除外できると考えていいか。

【理由】②

これまでの条文には前記の数値（規制値）があり、それらを見ると Bluetooth1~4 を指していることがわかったのですが、今回数値（規制値）が削除されたことにより、Bluetooth5 が明確に規制除外できるかどうか不明確となったため、確認いたします。

3) 貨物等省令第8条第九号イ (十九) 2ニ

【意見内容】

「オペレーティングシステム（第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの」を

「（オペレーティングシステム（第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの」に修正する。

【理由】

以下の WA 条文の 5.A.2.a. Note 2 i. 2. b. で 5.D.2. のソフトウェアが除外対象となっているためです。

5.A.2.a. Note 2

- i. General purpose computing equipment or servers, where the "information security" functionality meets all of the following:
 - 1. Uses only published or commercial cryptographic standards; and
 - 2. Is any of the following:
 - a. Integral to a CPU that meets the provisions of Note 3 in Category 5-Part 2;
 - b. Integral to an operating system that is not specified by **5.D.2.; or**
 - c. Limited to "OAM" of the equipment; or

4) 貨物等省令第 8 条第九号ロ

【意見内容】

- 「(一) ある貨物(本号から第十二号までに該当しないものに限る。)を本号イに該当するもの(本号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。)を第二十一条第一項第九号(第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの
- (二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、第八号の二 **若しくは** 第九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの」を
- 「(一) (ある貨物(本号から第十二号までに該当しないものに限る。)を本号イに該当するもの(本号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第二十一条第一項第七号、**第七号の二、**第八号の二、**第八号の三、**第九号、**第九号の二**又は第十七号に該当しないものに限る。)を第二十一条第一項第九号(第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの
- (二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、**第七号の二、**第八号の二、**第八号の三、**第九号 **若しくは第九号の二**に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの」に修正する。

【理由】

以下の WA 条文と合わせる必要があるためです。

5. A. 2. b. Being a 'cryptographic activation token';

Technical Note

A 'cryptographic activation token' is an item designed or modified for any of the following:

- 1. Converting, by means of "cryptographic activation", **an item not specified by Category 5 – Part 2** into an item specified by 5.A.2.a. or 5.D.2.c.1., and not released by the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 – Part 2); or*
- 2. Enabling, by means of "cryptographic activation", additional functionality specified by 5.A.2.a. of **an item already specified by Category 5 – Part 2***

5) 貨物等省令第8条第十一号ロ

【意見内容】①

「電子計算機の端末又は・・・その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の 認証や認可、コントロールを迂回することができるもの・・・」を

「電子計算機の端末又は・・・その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の 認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの・・・」に修正する。

【理由】①

・「認証や認可」の「や」は、「又は」「若しくは」と訳すのが適切であると考えます。

・WA 原文は"designed"と記載されているので、「設計したもの」を追加すべきと考えます。

5. A. 4. b. Items, not specified by 4.A.5. or 5.A.4.a., designed to perform all of the following:

・「認証や認可、コントロール」は、WA 原文が以下のため、「コントロール」は「認証や認可」を修飾するものなので「、」は不要です。また、「コントロール」の用語は法令でほぼ使われていないので(11 項航法装置にあるのみ)、「制御」の方が良いと考えます。

Circumvent "authentication" or authorization controls of the device, in order to perform the function described in 5.A.4.b.1.

・WA 原文が"authentication" or authorization controls"だが、認証(authentication)の次に来るのは承認(authorization)と思われるので、上記と併せて「認証又は承認制御」とするのが良いと考えます。

【意見内容】②

「(電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために 特に設計した システム又は装置、若しくは次の(一)から(四)に掲げるものを除く)」の下線部に関して、他の条文と表現を統一する。

また、(・・・を除く)の句点がないので、(・・・を除く。)とする。

【理由】②

他の条文でも、WA の"specially designed"の「specially」を「特に」とは訳していない箇所がある。

Note 1 5.A.4.b. does not apply to systems or equipment specially designed for the "development"

or "production" of a computing or communications device.

「特別に設計された」「特に設計した」「設計した」などの表現が散見されるので、明確化するために統一するべきです。少なくとも第8条及び第21条の中では統一するべきです。

なお、イの（ ）で「リバーズエンジニアリング」となっていますが、現行規定は「リバースエンジニアリング」となっていて、現行規定のままとすべきです。

6) 貨物等省令第8条第十二号

【意見内容】

「第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第八号の二 又は 第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置」を

「第九号から前号までのいずれかに該当する貨物 若しくは本号に該当する測定装置 の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号 又は第九号の二 のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置」に修正する。

【理由】

- 以下の WA 条文と合わせる必要があるためです。
- 従来の貨物等省令第8条第十二号で WA 条文の 5.B.2.b.の Measuring equipment を「製造用の装置」と訳している箇所があり「本号に該当する測定装置」に修正する必要があるためです。

5. B. 2. "Information security" test, inspection and "production" equipment, as follows:

a. Equipment specially designed for the "development" or "production" of equipment specified by 5.A.2., 5.A.3., 5.A.4. or 5.B.2.b.;

b. Measuring equipment specially designed to evaluate and validate the "information security" functions of equipment specified by 5.A.2., 5.A.3. or 5.A.4., or of "software" specified by 5.D.2.a. or 5.D.2.c.

7) 貨物等省令第21条第1項第七号

【意見内容】

「又は製造するために設計したプログラム (第七号の二に該当するものを除く。)」を「又は製造するために設計したプログラム」に修正する。

【理由】

第21条第1項第七号と第21条第1項第七号の二とは、交わる部分がなく完全に独立した条文なので、括弧書きは不要です。

8) 貨物等省令第21条第1項第七号の二、第八号の三

【意見内容】

貨物等省令第21条第1項第七号の二

「第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は改造するために設計したプログラム」を

「第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

貨物等省令第21条第1項第八号の三

「第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計したプログラム」を
「第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。

【理由】

貨物等省令第21条第1項第七号の二の「改造」は、貨物等省令第21条第1項第七号と同様に、「設計し、又は改造するために」ではなく、「設計し、又は製造するために」とすべきです。

また、WA 条文の 5.D.2.a.は、

"Software" specially designed or modified for the "development", "production", or "use" of any of the following:

とあり、「設計したプログラム」は「設計し、又は改造したプログラム」とされるべきと考えます。

なお、現法令の貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二や、通信関係の貨物等省令第21条第1項第五号、第六号、第八号も「設計したプログラム」となっているので、WA 条文と合わせて「設計し、又は改造したプログラム」に修正されるべきと考えます。

9) 貨物等省令第21条第1項第八号の二

【意見内容】

「第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム (第八号の三に該当するものを除く。)」を

「第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム」に修正する。

【理由】

第21条第1項第八号の二と第21条第1項第八号の三とは、交わる部分がなく完全に独立した条文なので、括弧書きは不要です。

1 0) 貨物等省令第21条第1項第九号の二

【意見内容】

「プログラムであって、第十一号ロの いずれかに 該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）」を

「プログラムであって、第八条 第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）」に修正する。

【理由】

- ・「第八条」が抜けています。
- ・第十一号ロの1つしかないので、「のいずれか」は削除すべきです。

1 1) 貨物等省令第21条第2項第十五号

【意見内容】

「法執行による監視又は分析を行うために特別に設計若しくは改造したプログラムであって、次のすべての機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号、第二号又は第三号の二を除く。）」

イ 通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインターフェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、ハードセクタに基づいて検索を実行するもの

ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡するもの （次のいずれかのために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）

（一） 課金目的

（二） ネットワークのサービス品質管理（QoS）

（三） 利用者の体感品質管理（QoE）

（四） 仲介装置

（五） モバイル決済又は銀行業務」を

「法執行による監視又は分析を行うために特別に設計若しくは改造したプログラムであって、次のすべての機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号 若しくは本項第二号又は次のいずれかのために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）」

（一） 課金目的

（二） ネットワークのサービス品質管理（QoS）

(三) 利用者の体感品質管理 (QoE)

(四) 仲介装置

(五) モバイル決裁又は銀行業務)

イ 通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインターフェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、ハードセクターに基づいて検索を実行するもの

ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡するもの」

に修正する。

【理由】

①第二号と第三号について

WAの原文(5.D.1.e.)で、除かれているのは、5.D.1.a.(第21条第1項第五号、同項第六号、同項第八号)と5.D.1.c.(第21条第2項第二号)の2つであり、5.D.1.d.(第21条第2項第三号の二)は除かれていません。従って、「又は第三号の二」は削除されるべきです。

また、第二号だけ、第21条第2項の号となるので、わかりやすさの観点から貨物等省令第21条第1項第七号のように「本項」の言葉を足すことを提案します。

②(次のいずれかのために専用に設計又は改造したプログラムを除く。)について

WA条文では、5.D.1.eのNoteは、5.D.1.e.2.(貨物等省令第21条第2項第十五号ロ)だけでなく、5.D.1.e(貨物等省令第21条第2項第十五号)全体に掛かる除外規定となっているため、柱書に規定されるべきと考えます。

③ハードセクタについて

貨物等省令第8条第五号の五中の用語「ハードセクター」と統一するため修正が必要です。

1 2) 運用通達解釈 「パーソナルエリアネットワーク」

【意見内容】①

「任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが 物理的に接近する範囲 (一部屋、自動車及びそれらの周辺など) の通信に制限されたデータ通信システムをいう。また、パーソナルエリアネットワークは、ローカルエリアネットワークの範囲を地理的に超えないものをいう。」の下線部を「物理的に近接する範囲」に修正する。

【理由】①

現行規定は、「近接する範囲」となっています。距離を表現するものなので、「接近」は誤植と考えます。

【意見内容】②

「...。また、パーソナルエリアネットワークは、ローカルエリアネットワークの範囲を地理的に超えないものをいう。」を

「...。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。」に修正する。

【理由】②

「LAN が PAN より広域」と「PAN が LAN より狭域」は同じ意味と受け取れるが、PAN はいかなる場合も LAN より広域であってはならないと捉えられてしまいます。実際小規模の LAN 環境も存在するので判断を迷わない為に、WA の原文の The "local area network" extends beyond the geographical area of the "personal area network".に合わせると業界として理解しやすくなります。

なお WA と同じ翻訳にせず、主語を変えた意図があれば、確認したいと考えています。

1 3) 運用通達解釈「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が 30 メートルを超えない範囲に限定されているもの」

【意見内容】

輸出令別表第 1 中解釈を要する語

「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が 30 メートルを超えない範囲に限定されているもの」を削除する。

【理由】

省令第 8 条第九号イ(十六)から、上記規制値に関する記載が削除されているためです。

1 4) 運用通達解釈「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が 100 メートルを超えない範囲に限定されているもの」

【意見内容】

輸出令別表第 1 中解釈を要する語

「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が 100 メートルを超えない範囲に限定されているもの」を削除する。

【理由】

省令第 8 条第九号イ(十六)から、上記規制値に関する記載が削除されているからです。

1 5) 運用通達解釈 「貨物等省令第 8 条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又は

その部分品」

【意見内容】

「他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。」を

「他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。貨物等省令第21条第1項第九号 及び同項第九号の二 に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。」に修正する。

【理由】

該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するプログラムとして貨物等省令第21条第1項第九号の二が追加されたためです。

16) 運用通達解釈「「省令第8条第十一号中の計算機能又は通信機能を有する機器からの生データの抽出」

【意見内容】

①輸出令別表第1中解釈を要する語

「省令第8条第十一号中の 計算機能又は通信機能を有する機器 からの生データの抽出」を
「貨物等 省令第8条第十一号中の 電子計算機の端末又は通信端末 からの生データの抽出」に修正する。

②解釈規定

「計算機能又は通信機能を有する機器 のオペレーティングシステム又はファイルシステムによる変換を伴わずに当該機器の記憶媒体（例えば、RAM、フラッシュメモリー又はハードディスク）からバイナリーデータを取り出すことをいう。」を

「電子計算機の端末又は通信端末 のオペレーティングシステム又はファイルシステムによる変換を伴わずに当該機器の記憶媒体（例えば、RAM、フラッシュメモリー又はハードディスク）からバイナリーデータを取り出すことをいう。」に修正する。

【理由】

貨物等省令第8条第十一号と運用通達解釈とで表現が違い、統一した方が良いためです。

17) 運用通達解釈 「暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」

【意見内容】

- 「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの
- ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第八号の二 若しくは 第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」を
- 「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの
- ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号 若しくは第九号の二 に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」に修正する。

【理由】

以下の WA 条文と合わせる必要があるためです。

5. A. 2. b. *Being a 'cryptographic activation token';*

Technical Note

A 'cryptographic activation token' is an item designed or modified for any of the following:

- 1. Converting, by means of "cryptographic activation", **an item not specified by Category 5 – Part 2** into an item specified by 5.A.2.a. or 5.D.2.c.1., and not released by the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 – Part 2); or*
- 2. Enabling, by means of "cryptographic activation", additional functionality specified by 5.A.2.a. of an **item already specified by Category 5 – Part 2***

18) 役務通達解釈 「暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」

【意見内容】

「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第八号の二 若しくは 第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」を

「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号 若しくは第九号の二 に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」に修正する。

【理由】

以下の WA 条文と合わせる必要があるためです。

5. A. 2. b. *Being a 'cryptographic activation token';*

Technical Note

A 'cryptographic activation token' is an item designed or modified for any of the following:

- 1. Converting, by means of "cryptographic activation", **an item not specified by Category 5 – Part 2** into an item specified by 5.A.2.a. or 5.D.2.c.1., and not released by the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 – Part 2); or*
- 2. Enabling, by means of "cryptographic activation", additional functionality specified by 5.A.2.a. of an **item already specified by Category 5 – Part 2***

19) 役務通達解釈「ハンドオーバーインターフェイス」

【意見内容】①

外為令別表中解釈を要する語

「ハンドオーバーインターフェイス」を「ハンドオーバーインターフェ~~ニ~~ス」に修正する。

【理由】①

省令第21条第2項第十五号イは「ハンドオーバーインターフェ~~ニ~~ス」となっており、条文中の用語と解釈を要する語は一致している必要があるためです。

【意見内容】②

解釈規定

「イ 法執行機関が使用するために・・・傍受（傍受要求を受信・認証し、要求している機関に傍受結果だけを送信すること を含む。）を行うシステム又は装置・・・」を

「イ 法執行機関が使用するために・・・傍受（傍受要求を受信・認証し、要求している機関に傍受結果だけを送信すること）を行うシステム又は装置・・・」に修正する。

【理由】②

WA 原文が以下の通りのためです。

The 'handover interface' is implemented within systems or equipment (e.g., mediation devices) that receive and validate the interception request, and deliver to the requesting authority only the results of interception that fulfil the validated request.

【意見内容】③

解釈規定

「ロ 国際規格（ETSI TS 101 331、ETSI TS 101 671、3GPP TS 33.108 を含む。）又は国際規格と同等の国家規格で仕様が定められているもの。」を

「ロ 国際規格（ETSI TS 101 331、ETSI TS 101 671、3GPP TS 33.108 を含む。）又は国際規格と同等の国家規格で仕様が定められているもの。」に修正する。

【理由】③

3GPP と TS の間にスペースが必要です。

20) 役務通達解釈「侵入プログラム」

【意見内容】

外為令別表中解釈を要する語に「侵入プログラム」を追加し、その解釈として「8の「侵入プログラム」の解釈に同じ。」とする。

【理由】

WAにおいて、用語”Intrusion software”はCategory 4及びCategory 5-Part2に用いられ、その解釈はDEFINITIONSにて規定されています（Cat 4 5P2 “Intrusion software”）貨物等省令第21条第1項第九号の二の新設にあたり用語”侵入プログラム”が用いられることから、WAとの整合を踏まえ、上記の意見内容の修正が必要と考えます。

2 1) 役務通達解釈「ハードセクター」

【意見内容】

外為令別表中解釈を要する語に「ハードセクター」を追加する。

【理由】

運用通達における9の項の解釈「ハードセクター」は、貨物等省令第8条第五号の五中の用語を示しています。一方、貨物等省令第21条第2項第十五号イ中の用語「ハードセクター」は、外為令別表の9の項の解釈として規定されるべきと考えられます。従って、上記の意見内容の修正が必要と考えます。

5. 13の項

1) 運用通達解釈「貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃料消費量」

【意見内容】

「輸出令別表第1中解釈を要する語」の「貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃料消費量」を「貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃料消費率」に修正する。

【理由】

貨物等省令第12条第二号ロの改正案では「補正燃料消費量」が（貨物等省令第3条第三号イの改正に合わせて）「補正燃料消費率」になっており、この改正案にしたがって解釈の「輸出令別表第1中解釈を要する語」も合わせる必要があります。

2) 運用通達解釈「準軌道飛しょう体」

【意見内容】

- ① 改正後の運用通達（案）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の「準軌道飛しょう体」を「準軌道用の飛しょう体」に修正する。
- ② 同用語の「解釈」中で用いられている「荷物」との表記は「貨物」に修正する。
- ③ 同用語の「解釈」中で用いられている「エングロージャー」は「エンクロージャー」の誤りと思われる。。

【理由】

①改正後の省令（案）では「準軌道用の飛しょう体」と記載されており、改正後の省令（案）と表記を一致させる必要があります。

また「準軌道飛しょう体」と「準軌道用の飛しょう体」のいずれが適切かという観点では、「・・・のために設計した・・・であって、次の全てを行うために設計したものをいう」と用途が規定されている貨物を指す用語であることから、改正後の省令（案）で用いられている「準軌道用の飛しょう体」に統一することが適切です。

（付記）

「準軌道飛しょう体」は、準軌道を飛しょうする物体全てを指しているとの理解が生じる表現であり、「解釈」に規定される内容との間で混乱を招く可能性があります。

②「荷物」との表記が為されている箇所は、対応するWAの英文では「cargo」です。「cargo」の日本語訳は一般に「積み荷；積み物；荷物；荷積；荷積み；積荷；貨物；運送品；積物」などがあります。一方、我が国の政省令、通達においては、「貨物」との表現は用いられていますが、「荷物」は用いられていません。

表記・用語の統一の観点から、「荷物」との表記は用いず「貨物」に変更することが適切です。

（付記）

WAでは **cargo** という用語は、今回の改訂の源泉である 9. A. 4. h. に係る用語定義の他に、7. E. 4. b. 7. b. 2 の Technical note で用いられています。この部分に対応するのは、外為令の解釈で規定される用語「機体状態の異常変化」の意味「飛行中の構造的な損傷、エンジン推力の消失、操縦翼面の不具、貨物の不安定な移動を含む。」で、「**貨物**」が「**cargo**」の訳として用いられています。

6. 14の項

1) 貨物等省令第13条第7項

【意見内容】

貨物等省令第13条第7項を削除する。

【理由】

改正案では輸出令別1の14の項（8）が削除されており、この政令が基になっている貨物等省令も削除されるべき、と考えます。

7. その他

1) 貨物等省令第2条第1項第三号ヨ～ヤ

【意見内容】

改正前、改正後も ヨ～ヤ → ヨ～ヤ **【略】**

2) 貨物等省令第2条の2第2項

【意見内容】

改正前、改正後も 2 【略】

3) 貨物等省令第4条第一号～四号

【意見内容】

改正前、改正後も 一～四 → 一～四 【略】

4) 貨物等省令第10条・第11条

【意見内容】

改正前、改正後も 第十条・第十一条 【略】